

日本肘関節学会

入会資格，入会金および会費に関する細則

第1条 日本肘関節学会会則第5条，第6条ならびに第19条によりこの細則を定める．

（入会資格および手続き）

第2条 正会員になろうとする者は，下記の事項を具備することを要する．

- 1) 日本国の医籍登録番号を有すること
- 2) 所定の入会申込書に所要事項を記載し，署名して学会事務局へ提出すること
- 3) 評議員1名の推薦を得ること

第3条 準会員になろうとする者は，下記の事項を具備することを要する．

- 1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し，署名して学会事務局へ提出すること
- 2) 理事または評議員2名の推薦を得ること

第4条 賛助会員になろうとする者は，下記の事項を具備することを要する．

- 1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し，署名押印して学会事務局へ提出すること
- 2) 理事または評議員2名の推薦を得ること

（入会の承認）

第5条 第2条，第3条ならびに第4条により入会を希望するものは，所定の入会届けに必要事項を記入し，入会金を添えて事務局に申し込む．理事会の承認を受けた後，当該年度の年会費の納入をもって会員と認められる．

（会費の納入）

第6条 入会の許可を受けた者は直ちに当該年度の会費を納入しなければならない．

第7条 入会金および会費は，下記の通りとする

入会金 正会員：5,000円，準会員：5,000円

会費 正会員：5,000円，準会員：3,000円，賛助会員：50,000円以上

第8条 会費は，当該年度に全額を納入しなければならない．

（会員の権利および義務）

第9条 会員は下記の権利および義務を有する．

（権利）

- 1) 本学会が刊行する機関誌および図書等の優先的頒布を受けること
- 2) 学術集会，その他本学会が行なう事業への参加ができること
- 3) 機関誌への投稿，および学術集会への出題・応募ができること
- 4) その他本学会の会則および細則に定められた事項
- 5) 但し，準会員および賛助会員は総会の議決に加わることはできない

（義務）

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を尊重すること
- 3) 住所，氏名，学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出ること

附 則 1 この細則の変更は理事会で行なう．
2 この細則は平成15年2月16日から施行する
3 この改訂細則は平成17年1月1日から施行する
4 この改訂細則は平成18年1月28日から施行する．